主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

<u>D証人は一審においても尋問されており、原審におけるそれはその再尋問であるから、上告人としては、その尋問内容は充分予想しうるところである。したがつて、かりにその主張のとおり、上告人が尋問事項書を受取つていなかつたとしても、その尋問に対し異議を述べることなく弁論が終結された以上、反対尋問権を奪つたとはいえず、該証言を採用した原判決に所論の違法は認められない(昭和二七年六月一七日最高裁判所第三小法廷判決・民集六巻六号五九五頁参照)。</u>その余の論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断を非難するにすぎないから、すべて採用するに値しない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
助	之	作	田	Щ	裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
外		和	田	石	裁判官